

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(一)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a viewpoint towards political thought of the American revolution (1)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1996
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.4 (1996. 6) ,p.1(325)- 32(356)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

—アメリカ革命政治思想史研究の一視角——(二)

大森 雄太郎

序論

アメリカ革命の政治思想史といえば、しばしばカール・ベツカーやルイス・ハーツの研究をもつて代表されるように、古くからジョン・ロックの思想的影響が強調されてきた。⁽¹⁾しかしながらハーツ以後、過去三十年間に、革命のイデオロギー的理解が長足の進歩を遂げ、かつ複眼的になってきた。最近の傾向はむしろ解釈の多様化であって、コモン・ローの伝統、カルヴィニズムのある種の側面、スコットランド啓蒙思想等が掘り起されてきている。中でもロックにかわって舞台の中央に登場したのは、一八世紀のイギリスとアメリカにおいて一個の政治的言語の系譜をなしていた、いわゆる「共和主義」の伝統である。

アメリカ革命における「共和主義」の発掘（いわゆる「共和主義パラダイム」の形成）において、重要な役割を果たしたのはバナード・ベイリンである。キャロライナ・ロビンズの先駆的な研究に続いて、ベイリンはアメリカ革命へのロックの影響に対し疑問を提起した。⁽²⁾彼は、ロックの『統治二論』(*Two Treatises of Government*, 以下 *Second Treatise* を『統治論第二論文』と表記する)⁽³⁾が、一七六三年から一七七六年までの革命前半期の植民地人の政治的思考を支えるいくつかの思想的源泉の一つに過ぎないとした。ロックは植民地人にとって権威的存在ではあつたが、彼らのロックへの依拠の仕方がきわめて不正確であり、ロックの影響力は単に皮膚的なものに過ぎない、とベイリンは主張した。彼によれば、革命の様々な思想的源泉をまとめて一個の「包括的な政治理

論」を構成し、革命の「信念の大きな背景」となったのは、ロックではなく、植民地人が一八世紀前半のイギリス本国から継承した、いわゆる「共和主義」であつた（但し、ベイリンやロビンズがこの呼称を用いているわけではない）。

その後ベイリンの解釈は、植民地人の政治的思想を歴史的思考の側面に焦点を絞つて考察したトレヴァー・コルボーンや、ベイリンの解釈を革命後半期の一七八〇年代に延長してみせたゴードン・S・ウッド等によって補強された。⁽⁶⁾ そして一九七五年には、J・G・A・ポーコックが「共和主義」を、ルネッサンスのフィレンツェから一八世紀イギリスをへて革命期アメリカに至る「シヴィック・ヒューマニズム」という政治的言語の伝統として描いたことによつて、ベイリン等の研究成果が、はるかにより包括的な解釈の枠組みを得ることになつた。⁽⁷⁾

確かに、「共和主義パラダイム」のおかげで、革命理解の地平線が大きく広がつた。しかし筆者の観点から見れば、多くの研究者が「ロック神話」を克服しようとするあまりに、解釈の振り子が反対側に振れ過ぎたように見える。このような状況は、新たな歴史的知識の獲得によって、従来の歴史像が修正を受ける際に起つ必然的

過程なのかも知れない。二十年前の時点では、ポーコックが主張したように、「ロックの偉大さと権威とが、それを非歴史的に当然のこととみなす習慣によつて、乱暴に歪められて」いたのであって、「さしあつたてはロックを軽視することが戦術的に必要であり、ロックを歴史的コンテキストに組み込むことができるようになるまでは、ロックなしで歴史的コンテキストを再構成せねばならなかつたのである。⁽⁸⁾

しかしながら、アメリカ革命において「共和主義」の果たした役割の大きさが十分に解明された今日にあつては、われわれの課題はむしろ、ロックを歴史の中に戻す作業であるはずである。⁽⁹⁾ ルイス・ハーツ的な単純なロック的解釈が、もはや通用しないことは明白である。ロック的言語を革命期政治思想の中心に置こうとする研究者も、共和主義パラダイムの有効性を軽視することはもはやできない。こうした研究状況にあつて、ロック的重要性を再評価しようとするいくつかの成果が出されてきている。例えば、モートン・ホワイトは、独立宣言を哲學的に分析することによつて、この文書におけるジェファーソンへのロックの影響を強調した。あるいはジョイス・アブルビーは、一七九〇年代のジェファーソンのリバブリ

カンズにとつての、ロック的自由主義の重要性を再評価している。更にジョン・ディギンズは、カルヴィニズムとロック的自由主義の伝統の意義を強調することで、シヴィック・ヒューマニスト解釈に論駁を加えている。最近ではステイー・ドゥオレッジ、主にニュー・イングランドの聖職者を対象とするリサーチによつて、革命期政治思想についての「ロック・モデルの解釈」を提起している。¹⁰⁾

さて、ロック的言語の重要性が軽視されるにせよ強調されるにせよ、アメリカ革命のイデオロギー的背景の探究において、ジョン・ロックが問題の中心人物であることにかわりはない。しかしながら、奇妙なことではあるが、今日に至るまで、アメリカ革命期の政治的文書の著作者たちによつて、ロックがいかなる仕方で、どの程度まで用いられたかを、具体的かつ実証的に解明しようとした研究はまだない。¹¹⁾ ロックを歴史的コンテクストの中に戻す作業にあたつては、革命期の具体的な論争の局面で、ロックの言語が、明示的にせよ默示的にせよ、いかなる役割を果たしたかを追跡することが必要である。本稿は、パンフレットや新聞記事を史料として、一七六四年の砂糖法から一七七六年の独立宣言までのアメリカ革

命前半期について、『統治論第二論文』に示されたロックの政治的言語が、植民地人の政治的世界観の中でいかに機能したかを探ろうとする試みである。リサーチの範囲は、この期間に北アメリカ植民地で出版された全ての政治的パンフレット（イギリス本国人によつて書かれたものも含む）と、この間に植民地で発行されていたほとんどの新聞である。¹²⁾

本稿は、これらの史料の中で、異なつた政治的言語の重要度を比較検討しようとするものではない。そのような試みは、本稿の限定的なリサーチの範囲ではなし得ないことである。更に、植民地の著作者たちが、折衷主義的な書き手であつただけに、とりわけそのような比較考量は困難である。個別のパンフレットや新聞エッセイの中に、ロック的な言語や共和主義、コモン・ローの伝統や聖書的な議論等が混在しているのが普通である。革命期においてすでにアメリカ人はプラグマティストであった。彼らは特定の主義や言語にとらわれることなく、彼らの政治的主張を概念化するために有用なものは何でも利用した。従つて本稿は、個別史料の中に渾然一体となつて存在する諸要素を分解して、とりわけ重要な要素を特定するという作業を行わない。むしろ、最初は植民

地の自治権の主張から、後には分離・独立の正当化論の中で、ロック的な言語がいかなる役割を果たしたかを探るために、植民地人によつてロックの『統治論第二論文』がいかに用いられたかを追跡することに、目的を限定したい。

植民地の著作者たちはプラグマティストであつて、様々な歴史的コンテクストの上で、様々な意図を持ってロックを援用している。従つて、彼らにおいてロック的言語がいかに機能したかを探るにあたつては、変化してゆく政治と政治的論争の場を、常に念頭に置いておかねばならない。政治思想は単に政治的コンテクストの反映に過ぎないものではない。場合によつては、植民地人が自らの政治的レトリックにとらわれて、政治的リアリティを変化させることもあり得た。しかしながら、植民地の著作者たちがロックを援用する意図は、その著作者がコミットした議論のコミュニケーションの場においてのみ了解され得るのであり、このコミュニケーションの場は、現実の政治のダイナミズムと対応させて初めて理解し得るものとなる。言い換えれば、個々の著作者によるロックの援用を、より広い政治の展開や政治的論争の場にのせることによつてのみ、個々の著作者にとつて

ロック的言語の持つたコンテクスチュアルな機能が、把握し得るものとなる。

以上の理由によつて、本稿は政治と政治的議論の場の変化に対応させて、四つの章から構成されることになる。⁽¹³⁾

第一章は、砂糖法の成立（一七六四年）から印紙法の廃止（一七六六年）の三年間を検討する。この時期は、本国政府の帝国改造の試みに對して植民地が通商ボイコット運動で対抗した、抵抗運動の第一ラウンドであり、「印紙法危機」と呼ばれる。第二章は第二ラウンドの六年間、タウンゼント諸法の成立（一七六七年）から、茶を除くタウンゼント諸関税の廃止（一七七〇年）をへて、それに続く三年間を扱う。最後の三年間は、しばしば「平穏の時期」と呼ばれているが、政治的論争においては、特にマサチューセッツにおいて、抵抗運動のための創造的な議論が醸成されていた重要な時期であつて、とりわけ注意して考察されねばならない。

第三章は、茶法の成立（一七七三年）以後、本国・植民地関係が決定的な危機をむかえる二年間を扱う。この間に、いわゆる「ボストン茶会事件」が起こり、これに對する対応策として本国議会が、マサチューセッツのみならず他の全ての植民地にとつても重大な脅威として受

け取られることになる「強圧的諸法」を制定した。分離・独立論は、マサチューセッツ以外の植民地ではいまだに顕在化しておらず、抵抗運動の指導者たちもいぜんとして本国との和解の道を模索していた。しかし、全植民地の著作者たちはこの間に、前の段階においてマサチューセッツで展開されたラディカルな議論に追いつきつつあつた。同時に一七七四年には、抵抗運動がますますラディカルになつてゆくのに対応して、ロイヤリストの著作者たちが、とりわけボストンとニューヨークにレキシントン・コンコード（一七七五年四月）から独立宣言（一七七六年七月）までの期間を検討する。通商ボイコット運動が現実の武力闘争へと変化してゆき、一七七六年の年明けにはトマス・ペインが全植民地の世論を分離・独立に向けて動員した。更に、本国政府による一連の対植民地政策が、植民地と本国を結ぶ最後の紐帶としてのイギリス国王への臣従から、植民地を解き放すことになる。独立宣言以前に、個別植民地がステイトとしての憲法制定過程に入ると、政治的議論が全く新しい局面をむかえ、そこにおいてはロック的な言語が、それ以前ほどの重要性を持たなくなつてくる。⁽¹⁴⁾

以上のように、抵抗運動の開始から独立宣言にいたるまで、政治と政治的論争の場がめまぐるしく変化していく中で、パンフレットと新聞エッセイの著者たちは、彼らの議論を組み立てるにあたつて、持続的にロックの『統治論第一論文』を引用し続けている。彼らのロックへの依拠の仕方は、三つのカテゴリーに分けることができる。第一に、本来イギリス的な観念である「同意による統治」の観念が、植民地人の抵抗運動を支える基底的な政治原則をなしていたが、多くの植民地人にとって、『統治論第一論文』はこの原則を自然権理論によつて体系統的に説明した權威的著作であつた。この点とりわけ重要なのは、ロックが「同意による統治」原則によつて立法権力抑制論を展開した第十一章、「立法権力の範囲について」であり、中でも特に「同意による課税」原則である。植民地人は「同意による課税」原則を、イギリス臣民としての権利という歴史的言語によつて裏づけることもできた。いづれにせよこの原則は、一三世紀以来のイギリスの憲政論争の中で、主に国王大権による税徵収への反論として形成されてきたものであつて、ロックのオリジナルではなく、ロックは単に議会権力抑制論のコンテキストで、この原則に表現を与えただけである。し

かし、植民地人がこのことをよく知った上で、なおかつ自然権論に基づくロックの表現を用いたことは注目に値する。⁽¹⁵⁾ この面でのロック理論の植民地における表出は、一七六四年のジェイムス・オティスをもつて嚆矢とする。

第二に、本国政府による新しい帝国政策に直面して、植民地人が、彼らの歴史的アイデンティティと帝国内での植民地の位置付けを模索し始めたとき、第八章、「政治社会の起源について」においてロックが提示した移住の植民地人に大変にアピールした。彼らはロックの移住の自然権の概念に立って、個別植民地が帝国内にありながらも独立したステイトであるとする議論を展開した。移住の自然権自体は一七六四年のジェイムス・オティスにすでにあるが、入念な議論として提示されたのは一七六六年、ヴァージニアのリチャード・ブランド以後のことである。ブランド以後、とりわけタウンゼント論争を通じて、多くの著作者たちがロックのこの概念に依拠しつつ、イギリス帝国国家連合論を展開し、更に危機が深まるにつれて、この議論はロックの抵抗権論と結びついて、分離・独立のための正当化論へと変容していった。⁽¹⁶⁾

最後に、ロック的言語の中でも、植民地の著作者たち

によつて最も顯示的かつ持続的に用いられた装置は、第一九章、「統治の解体について」において展開された抵抗権論である。従来は、ロックの抵抗権論が表面に現れるのは、危機の深まつた一七七四年以後のことである、と漠然とみなされてきた。しかし実際には、早くも一七六五年にはボストンにおいて、自由の息子たちによる騒乱を正当化するためにロックの抵抗権論が援用される。抵抗権論はその後全植民地において、急速に変化していく政治的状況に応じて、さまざまなコンテクストにおいて、植民地人の抵抗を概念化するために用いられ続けた。そして最終的には独立宣言において、ジエファーソンと大陸会議によつて、アメリカ諸植民地のイギリス本国からの分離を正当化するために用いられることになる。この点で特に重要なのは、「統治の解体」とか「天への訴え」といった、ロック政治論においてはきわめて重大なレトリックが、植民地人が分離・独立を志向するようになるはるか以前から、単に本国議会の個別立法への反対運動を概念化するためのレトリックとして用いられていることである。このことは、植民地人が自らのレトリックにとらわれて抵抗の事態を進展させた可能性さえ感じさせる。

植民地の著作者たちが、とりわけロック的な思想をもつて語った以上の二つの側面は、相互にかみ合ひながら、ベンフレーム&新聞セイに表出している。しかし本稿では、論述の便宜上、これらを区別して検討しておれた。従つて以下各章は、四つに区分されるたそれぞれの時期について、政治と政治的論争の二つハテクストを概観した第一節に續いて、いわゆる二つ側面を順次検証してゆくこととする。

- (1) Carl L. Becker, *The Declaration of Independence: A Study in the History of Political Ideas* (New York, 1922); Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America: An Interpretation of American Political Thought since the Revolution* (New York, 1955). ニューヨーク歴史出版社『十八世紀米国思想』(翻訳社、一九九四年)。
- (2) Caroline Robbins, *The Eighteenth-Century Commonwealthmen: Studies in the Transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies* (Cambridge, Mass., 1959).
- (3) Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* (Cambridge, Mass., 1967).
- (4) 本稿で使用したトマス・ジョン・ロック、*Two Treatises of Government: A Critical Edition With an Introduction* and *Apparatus Criticus*, by Peter Laslett (2nd ed., Cambridge, Eng., 1967).
- (5) Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution*, especially 26-30, 44, 53-54. 田中洋輔著『米独立革命の思想的背景』。
- (6) H. Trevor Colbourn, *The Lamp of Experience: Whig History and the Intellectual Origins of the American Revolution* (Chapel Hill, 1965); Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787* (Chapel Hill, 1969).
- (7) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton, NJ, 1975). 「共和国思想」の発展を記述する本題の文書を参照された。Robert E. Shalhope, "Toward a Republican Synthesis: the Emergence of an Understanding of Republicanism in American History," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., XXIX (1972); "Republicanism and Early American Historiography," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., XXXIX (1982). ロバート・シャルホープ著『共和政の発展』(翻訳監修: 田中洋輔著)を参考された。Jack P. Greene, *Historians Analyze the Constitutional Era* (Philadelphia, 1986; a Bicentennial Bookshelf published by the Friends of Independence National Historical Park), 13-22; Daniel Walker Howe, "European Sources of Political Ideas in Jeffersonian America," *Reviews in American History*, X, Number 4 (1982). 田中洋輔著『米独立革命の思想的背景』。

「[英國革命] 一七七六年—思想史的独立革命論のための一」(阿部賛、有賀弘、本間長世、五十嵐武士編『アメリカ独立革命—伝統の形成』東京大学出版会、一九八二年)。

(8) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, 424.

(9) Cf. Daniel Walker Howe, "European Sources of Political Ideas in Jeffersonian America," *Reviews in American History*, X, Number 4 (1982): 42.

(10) Morton White, *The Philosophy of the American Revolution* (New York, 1978); Joyce Appleby, *Capitalism and a New Social Order: The Republican Vision of the 1790s* (New York, 1984); John P. Diggins, *The Lost Soul of American Politics: Virtue, Self-Interest, and the Foundations of Liberalism* (New York, 1984); Steven M. Dworetz, *The Unfinished Doctrine: Locke, Liberalism, and the American Revolution* (Durham, N.C., 1990).

(11) 但し、上記のデュオレツのみは、革命期の著作物のテクストの中にロックを見出せないやうなワーカーチを行つていて、その限りでは実証的であるといふべき。そして、『統治論第一論文』の抵抗権論と立法権力抑制論の重要性を見出しえる点で、本稿の主張と重なるところがある。

しかしデュオレツは、歴史的アプローチを取るとしているにもかかわらず、革命の事態の進展と、革命の著作物のテクストに現れるロック的言語とを、厳密に対応させた作業を行つておらず、その手法はモデル先行型の政治理的手法であると言わねばを得ない。また、「啓示神論的

(theistic)自由主義」というモデルを立てたために、リサーチが「ヨー・イングランドの聖職者の政治的説教にかたよつていて、リサーチの範囲が極端に狭くなつてゐる。そして恐らくその結果として、革命期におけるもう一つの重要なロック的言語である「移住の自然権」に基づく議論が、まったく見えなくなつてしまつてしまふ。

なお、デュオレツの主たる批判対象であるJ. G. A. ポーコックが、C. B. マクファーソンやレンオ・ショトラウスの提示した「アルジニアジー・ロック」觀に立つてゐる、と主張する」とが正しければ別としても、ロックはヨー・イングランドの聖職者たちを「啓示神論的自由主義」や「神学的コムニズム」を持つていたからといって、いかにいただまに政治的コムニズムの一端であつたとする推論には、かなりの無理があるといふわれぬを得ない。実際、デュオレツの「啓示神論的自由主義」は、あまりにも曖昧な概念であつて、分析のメスとして有用であるとは言ひがたう。

(12) 多くの出版物のなかに政治的パヘナムトを翻訳する「あたらしい」Thomas R. Adams, *American Independence: The Growth of an Idea* (Providence, RI, 1965) がある。また、新聞についてClarence S. Brigham, *History and Bibliography of American Newspapers, 1690-1820* (Worcester, Mass., 1947) がある。史料として使用した新聞のリストは、本稿の最後に示すつもりである。また、ブルームサイドやアルマナックも重要な史料であるが、今回のリ

サーチでは使用してゐる。

(13) アメリカ革命政治史の歴史として次の文献が有用
である。Edmund S. Morgan, *The Birth of the Republic, 1763-1789* (Chicago, 1956). ハーバード・O・モーガン
著『合衆国の誕生』(南嶺堂、一九七六年)。

Emmond Wright, *Fabric of Freedom, 1763-1800* (New York, 1961). 有賀貞『アメリカ革命』(東京大学出版会、一九八八年)。

(14) 革命期アメリカの著作物における、ヨーロッパの著作家が引用された頻度を計算したラツツの研究によつて、一七七六年以前には、他の著作家に比べてロックが圧倒的に多く引用され、一七七六年以後は、ロックにかわってモンテスキューが多く引用されてゐるがわかる。

Donald S. Lutz, "The Relative Influence of European Writers on Late Eighteenth-Century American Political Thought," *American Political Science Review*, LXXVIII (1984).

(15) Cf. John Philip Reid, *Constitutional History of the American Revolution: The Authority to Tax* (Madison, Wisconsin, 1987), 135-146. メーキー・リーは、ヨーロッパのロックの表現の起源が、一一九七年の艦船編制法 "de tallagion non concedendo" であるとする論及である。Arthur Lee, *An Appeal To The Justice And Interests Of The People Of Great Britain, In The Present Disputes With America* (London, 1774), 15.

(16) ヨーロッパ的移住論のトマソ・カザル革命における重要性については

ては、本稿のもととなる博士論文のリサーチに入るまえに、J·G·A·ポーロック博士によつて示唆された。

また、博士論文提出後、日本において同じ時期に、斎藤眞教授が、ロックを特定しないで、移住論について同じ関心の研究をされてゐることを知つた。斎藤眞『アメリカ革命史研究—自由と統合—』(東京大学出版会、一九九二年)、第五章「独立宣言」における分離・革命・統合

一トマス・ジニアソンによる『独立』の理解一。更に最近になつて、マイコル・キヤメンが、リサーチの範囲は狭いものの、早くからロック的移住論の意義を指摘し、しかも七年戦争以前にすでに論じられてゐた、と指摘してゐるに気付いた。Michael Kammen, "The Meaning of Colonization in American Revolutionary Thought," *Journal of the History of Ideas*, XXXI (1970): 337-358. 本稿の移住論に関する部分は、上記の研究よりリサーチの範囲が広く、従つてより入念な史料的裏付けを持つことの意義を見出しだ。

とにも感謝したい。

第一章 印紙法危機、一七六四年—一七六六年

(二)

本国政府が帝国改造プログラムを打ち出したことによつて（とりわけ本国議会制定法によつて、植民地に対して、税収を目的とする課税政策を打ち出したことによつて）、イギリス本国政府と北アメリカ植民地の間の、十二年間にわたる対立の幕が開かれた。一七六四年四月、グレンヴィル政権が砂糖法を成立させた時、印紙法もすでに日程にのぼつていたこともあつて、植民地人の反応は早かつた。植民地は、わずか数か月後には、本国製品の不輸入運動を開始したと同時に、本国議会権力の性格と範囲についての議論が植民地で巻き起つた。

一七六五年三月に印紙法が本国議会を通過すると、植民地の抵抗運動が激化し、同時に本国議会に反対する議論が、パンフレットや新聞誌上で洪水のごとく流れ出した。ヴァージニア植民地議会が植民地の内的事柄に関する植民地議会の権限を主張した、一七六五年五月の決議

は、全植民地によつて広く支持された。更に、マサチューセッツ植民地議会の発した回状によつて、同年十月には、インター・コロニアルな印紙法会議が開催されることになった。この間、自由の息子たちの主導によつて、植民地における印紙請負人に対する威嚇行動が展開された。

植民地の不輸入運動は、七年戦争後の景気後退期に入つていた本国の商人や製造業者を直撃した。本国においては、ウイリアム・ピットが議会において反印紙法の論戦を張るとともに、新しく成立したロッキンガム政権は、主に商人たちの圧力によつて、同法の廃止を模索始めた。ついに一七六六年三月に同法は廃止されることになつたが、同時に本国議会は面目を保つ手だてとして、本国議会は「あらゆる場合において」植民地に対して立法権を持つ、とする宣言法を制定した。印紙法の廃止を歓迎する歓喜の中で、植民地人は宣言法に対してもほとんど注意を払わなかつた。対立の第一ラウンドは、本国議会の植民地に対する権力の範囲と、植民地人の植民地議会を通じての自治権の範囲について、何事も明確化することなく終息することになつた。本国と植民地の主張の不一致は、棚上げされたまま、つぎのラウンドに持ち

越されることになる。

さて、印紙法危機の段階では、植民地人は本国議会の植民地に対する全ての立法権を否認したのではない。彼らが植民地の内的規制に等しいとみなした、収入を目的とする税の徴収権が本国議会にはない、と彼らは主張しただけである。彼らは、通商規制、即ち外的規制のために課される関税を課する権限を本国議会が有することを、おおむね疑問視しなかつた。植民地人は、税収を目的とする課税権が本国議会にないとする主張を、本来イギリス的な観念である「同意による統治」の原則に基づいて展開した。それによれば、本国議会は帝国全体の利害を調整する最高の権力機関として、帝国の通商を規制するための關稅を課する権限を有していた。通商規制は、植民地議会のような地方的権力の機能範囲を明らかに越えていたからである。しかしながら植民地人は、「同意による統治」原則に基づいて、地方的で内的な事柄に対する権限は植民地議会にありと主張し、従つて、税収を目的とする課税権を本国議会から排除しようとしたのである。後に危機が深まるにつれて、植民地側はこの主張を微妙に変化させ、關稅でさえも収入を目的とする限り、本国議会には徴収権がないと主張するようになり、最終

的には一七七四年に至つて、植民地における本国議会のあらゆる立法権力を、理論的には否定することになる。⁽¹⁾

印紙法をめぐる論争の中心軸をなしたのは、「実質的代表」(virtual representation) をめぐる議論であった。「本人または代表者の同意なくして課税なし」という植民地側の抗議のスローガンは、すでに一七六四年から六年にかけて、植民地人の間に着実に根づいていた。「同意による統治」原則は、中世に起源を持つイギリス憲政の伝統の一部であり、同時に自然権思想に基づくロックの政治論の中心軸でもあつたが、この原則によれば、統治の正当性、とりわけ課税の正当性は、被治者の同意によって保証されるものであつた。植民地人はこの原則に訴えて、本国議会は植民地人を代表していないのであるから、植民地において税を課する正当な権力を持たない、と一致して主張した。植民地人を代表しているはずの植民地議会のみが、収入を目的とする課税の権限を有するのであって、本国政府の新しい政策は、結果として植民地を「奴隸」の状態におとしめるものであるばかりか、むしろ、植民地人にとっては、そうすることを目的として策案されたと疑わしめるものであつた。というのは、同意を得ないと課税は所有権の侵害に道を開くこ

とになるのであり、所有権こそが自由の基礎であるからである。

本国政府筋の著作者と、植民地において本国議会権力を擁護する著作者たちは、「同意による統治」を前提としつつも、「実質的代表」理論で植民地のスローガンに対抗した。この理論によると、本国議会は本国において、事実としてではなくとも実質的に、選挙権を持たない人々やコーポレイションを代表しているといえるのであるから、同様に本国議会に代表者を送っていない植民地人も、本国議会によって代表されていると見なされねばならないことになる。植民地側の著作者たち、とりわけダニエル・ドュレイニーは、こうした本国側の議論の弱点を素早く見つけ出して、次のように反論した。即ち、

本国においては有権者と非有権者が同一の利害を共有しているのであるから、非有権者も選出された議員によって実質的に代表されていると言い得るが、本国と植民地の利害はあまりにも異なっているため、「実質的代表」理論は、植民地に関しては妥当性を持たない、と反論したのである。「実質的代表」の問題は、「同意による統治」の原則が、どの程度の直接性をもって受け取られるかの違いはあっても、論争の両陣営によって当然のこと

として受け入れられ、論争の中心軸をなしていた限り、一七七六年に至るまで、重要な争点として論じられ続けることになる。

印紙法危機に限らず、革命前半期の十二年間を通じて、植民地人の政治的議論においては、政治理論的な思考、宗教的な思考、プラグマティックな思考の三種類の思考が混在していた。理論的な思考においては、植民地人は、イギリス憲法論とロック的な自然権理論の二種類の理論に基づいて、彼らの議論を開いた。この点、いずれか一方の理論思考のみを行うのはきわめて稀であつて、二つの理論形態が融合されているのが普通であつた。植民地人にとっては、イギリス憲法は合理的自然法に基づいたものであつて、「イギリス臣民としての権利と特権」を主張することは、自然権を主張することとほぼ同義であつた。つまり彼らにとって、古来から存在するイギリス憲法（いわゆる Ancient Constitution）こそ、最も良くロック的な自然権を保証するものであつた。ロックの『統治論』が、十八世紀イギリスにおいてはいかにラディカルなものであつたにせよ、『統治論』を用いて抵抗運動を概念化した植民地人にとって、ロックは、チャールズ一世やジェイムズ一世の專制からイギリス憲

法を回復させた一六八八年の革命原則の理論家だったのである。

第二に、政治がいかに世俗化したとはいえ、政治的思考はいまだ深く宗教的土壤に根ざしていたのであって、自然法の概念も、ロックの政治哲学においてそうであつたように、生き生きとした神の観念を伴つていた。説教を印刷したパンフレットが「この時期の政治思想の総産出物の四分の一から五分の一」をなしていたばかりではなく、とりわけカルヴァニニストの神が、純粹に政治的なパンフレットや新聞エッセイにも顔を出している。この点で特に重要なのは、植民地の多くの著者が、アメリカこそ神の摂理を体現していると信じたことであつて、この信念が、後に見るように、政治的議論の上で重要な意味を持つことになる。

最後に、論争のシーンを最も色濃く特徴付けたのは、事実ないし植民地人が事実とみなしたものに基づく、プラグマティックな思考であつた。例えば、北アメリカ植民地を守るために七年戦争によつて生じた債務を清算するため、新たな植民地課税が必要となつた、とする本国政府側の主張を論駁するために、植民地の著者たちは、帝国に広大な領土をもたらした戦争において、植民

地人は本国を助けて多大な貢献を果たしたのであって、植民地は本国によつて守られてきたどころか、植民地は本国によって守られてきたどころか、植民の最初から本国の援助なしで独自に発展してきた、と主張した。あるいはまた、彼らは、とりわけ新税導入の経済的に否定的な効果を予測し、強調した。即ち、本国が経済的に発展し得たのは、急速に成長した北アメリカ植民地が本国製品を消費したからであり、従つて、植民地経済にとつて有害な政策は、本国経済に必ず打撃を与えるものとなるのであつて、新しい帝国政策は、植民地の自治権を侵害するのみならず、単にその政策目標を達し得ない、と主張している。このようなプラグマティックな議論は、印紙法危機以後もさまざまなかたちで現れ、最後には、トマス・ペインに代表されるように、植民地が独立戦争を遂行し得るか否かとか、植民地が本国から分離して独立の経済圏として成立しえるか否か、といった議論に行き着くことになる。この種の非理論的思考は、植民地人の政治的センティメンツが直接的に露出したものとして、また本稿の目的からすれば、ロック的な言語がその上で機能したコミュニケーションの場を構成する重要な要素として、看過されではならない意味を持つ。

以下の各節では、まず第一に、一七六四年のジェイム

ズ・オティスにおいて、ロックの政治論が、「同意なくして課税なし」という植民地のスローガンの形成に、いかにコマットしていたかを検討し、次に、印紙法危機という対立の初期の段階すでに、ロックの抵抗権論が植民地人によって用いられていたことを示してゆきたい。最後に、一七六六年のリチャード・ブランデーが、ロックの「移住の自然権」を起点に、「実質的代表」理論を論駁し、その論駁を通じて、イギリス帝国国家連合論の形成に道を開いたことを検討してゆきたい。

(1) 内部税と外部税、内的規制と外的規制の区別において、一七七四年まで植民地人の主張が首尾一貫していたか否か、については研究者の間で、いまだに意見がわかっていない。一貫していたとする代表例はモーガンである。Edmund S. Morgan, "Colonial Ideas of Parliamentary Power, 1764-1766," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., V (1948). 相反して、たしかに意見が二つござるが、例へば次の文献を参照された。Thomas P. Slaughter, "The Tax Man Cometh: Ideological Opposition to Internal Taxes, 1760-1790," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., XLI (1984). ほの問題では、植民地人が原則において一貫しておらず、「弁論」上の主張を変えただけであるとするリードの説が、一七七四年までの事態の説明としては妥当である、と筆者は考へる。John Phillip Reid, *Constitu-*

tional History of the American Revolution: The Authority to Legislate (Madison, Wisconsin, 1991), 302-310.

(2) ほの点では、アメリカの空間的条件が、「同意による統治」の観念を、イギリス本国におけるよりはアメリカ植民地において、より直接的で実体的なものとした、といふ斎藤眞教授の観点は説得力がある。斎藤眞『アメリカ革命史研究』(東京大学出版会、一九九一年)、第11章「政治権力の風土的規定」。

(3) Clinton Rossiter, *Seedtime of the Republic: The Origin of the American Tradition of Political Liberty* (New York, 1953), 328

(1)

ジェイムズ・オティスは、印紙法危機における「アメリカの権利の選び抜かれたチャンピオン」であり、少なくともルートー・イングランドの指導的なプロパガンティストであったが、「同意なくして課税なし」のスローガンを立てるのに際して、ロックの政治論を援用した革命期では最初の著作者であった。ほの時期にオティスは三つのパンフレットを出版し、いくつかの新聞エッセイを書いている。そのうち一七六五年に出版された二つのパンフレットは、ロード・アイランドの総督、ステイーブ

ン・ホプキンスの書いた反本国議会のパンフレットを攻撃した、ニューポート保守派のマーティン・ハワードを激烈に反批判したものであった。⁽²⁾ ニューポートでの論争において、オティスは自らをジョン・ロックの側に立つものとして、マーティン・ハワードをフィルマー主義者と呼んでいる。⁽³⁾

しかし、オティスがロック的な議論を体系的に展開したのは、印紙法成立のわずか数か月後に出版したパンフレット、『イギリス領植民地の権利』においてである。

このパンフレットは、人気においてはダニエル・ドュレニイの『税をかすることの妥当性についての考察』（アナポリス、一七六五年）にわずかに劣るもの、その後の引用の度合いから考えても、この時期の政治的著作としては最も影響力の強いものであつたことに間違はない。他の著作者たちが、本国政府の政策に対する植民地の抵抗の行方について不安を持ち、そのため単に、新しい課税政策のもたらすであろう経済的弊害をのみ強調していた中にあつて、オティスのパンフレットは、植民地の政治的権利のための理論的で体系的な議論を開いた最初の著作であつた点で重要である。そして、政治的権利の思考において、オティスはロックの『統治論第一論文』に多くを負っている。かれは、グロティウスと

二論文に多くを負っている。かれは、グロティウスとプッフェンドルフが、事実と権利とを混同した結果として、植民地は本来母国に従属する、との誤った理論を提示したとして、これらの理論家を斥けた後に、「従つて、この論題[植民地人の自然権]についてのセンティメンツは、一人か二人の我々イギリス人の著作者による、より純粹な基礎、とりわけロック氏から主に引き出された」と公然と認めている。⁽⁵⁾

オティスのパンフレットは、統治の起源についての論考から始まるが、この点でオティスは『統治論第一論文』のロックの議論に従つて、ロックと同様に、彼は源初の政府が契約によつて成立したのではないとする。政府は人間の意志によつて考案された人工物ではなく、人類学的には、「我々の本性の必然性」から生まれた自然の創造物であり、源初の政府はむしろ「絶対的であつて、制御され得ない地上の権力」であつた。しかし、社会が成長するにつれて、「絶対君主政ほど悪いものはない」ことが明らかになり、従つて政府の形態が、「ちょうどジエイムズ二世の廢位の後に、一六八八年の『仮議会によって正当に行われたように』、明示的な契約によって変更された」⁽⁶⁾。これは、一六八八年のイギリス革命

についてのロック的理解であつて、實際あまりにもラディカルであるために、イギリスのウィッグ体制が注意深く斥けた革命解釈である。オティスは、最初は、統治

権力が契約に基づくものではないと主張し、統治契約についてには「ロック氏の統治についての論述を見られた⁽⁷⁾い」とすることによつて、一見ロック的契約論を排斥しているかに見える。しかし實際には、ロックは、政府が源初的には家父長的君主政であつたが、後に統治契約によつて変容されたとしているのであつて、この点オティスはロックの議論に従つてゐるといえる。⁽⁸⁾

更にすすんでオティスは、究極の主権が共同社会にあるとし、共同社会の信託によつてのみ正当性を保証される受託的権力としての政府の觀念を提示する。造物主の

意志によつて、共同体の善こそが統治の目的であるから、政府は恣意的存在であつてはならない。個人は、他の社会に移住する自然の権利を持つのであるが、主権は、移住の自然権を行使しなかつた共同社会の全人民にある。政府とは、人民の生命、自由、財産の享受を保証するための装置である。従つて、人民の信託のみが政治権力に正当性を与える唯一の基礎となる。オティスは、統治の起源についての論述を締めくくるにあたつて、『統治論

第二論文』の一四九節を引用して、次のように主張している。

至上の権力は唯一つだけ存在し、これが立法権であつて、他の全ての権力は事實としてこれに従属し、また従属せねばならない。しかし、立法権といえども特定の目的のために行動すべき受託的権力に過ぎない。立法権が、それに託された信託に背反していることがわかれれば、その立法権を除去したり変更したりする最高の権力は、いぜんとして人民に存する。⁽⁹⁾——この点で、共同社会こそが常に最高の権力であるといわれるべきであろう。

オティスは、他の多くの植民地の著作者と同様に、自然権の概念に基づく契約理論と同時に、イギリス的混合政体論にも訴えているのであるが、彼にとつて、このようなロック的主権の概念こそが、本国と植民地におけるイギリス臣民の権利の源泉であつた。一六八八年の革命は、イギリス臣民の古来からの権利と自由をよりよく保証するために、統治契約を新たに、より強固に確立した革命であつたのであり、アメリカ植民地のイギリス臣民

も、この権利と自由を保証されるべきであった。彼にとつては、アイルランドのように征服によつて生じたイギリス領の臣民でさえも、イギリス臣民として同様の権利を享受するべきであるのであるから、被征服民ではなく本国からの定住者であるアメリカ植民地人は、それだけ一層、⁽¹⁾本国のイギリス臣民と同じ法的権利を享受すべきであった。帝国の最高権力としてのイギリス議会の権威の正当性は、本国人のみならず植民地人の信託にも基づくものであった。

以上のように、政治権力一般についての議論をロック

の統治論に基づけつつ、次にオティスは、植民地における本国議会権力の考察に進んでゆく。ロックが王位排斥法案危機に際して『統治二論』を書いた時、政治的コンテクストは国王と庶民院の対立にあり、チャールズ二世による国王大権の行使と、シャフツベリー・ウイッグの主導する議会の対立にあつた。印紙法危機以前の一八世纪アメリカ植民地においてもまた、政治的思考の主たるコンテクストは、興隆しつつあつた植民地議会と、国王大権にその権威の基礎を持つ植民地総督の間の権力闘争にあつた。この制度上の類似性が、一八世纪植民地において『統治二論』がよく読まれたことを、部分的には説

明する。⁽¹²⁾しかしながら、一七六四年以後は、植民地人の抵抗の、少なくとも制度上の対象は、イギリス本国議会に変わつた。従つて植民地の著作者たちは、彼らのイデオロギー的闘争を、反国王大権から反立法権力へと組み替えねばならなかつた。彼らのうちのある者は、この組み替えを、ロックの政治論の中で容易に行ひ得た。例えば、「F・A・」というイニシャルで『ボストン・ガゼット』誌上に記事を書いた著者は、政治権力への服従の限界についての議論を展開しつつ、次のように述べている。

私はただ次のことを述べておこう。この問題は、一般的には最高の行政権に關係するのであるが、ロック氏の文章をちょっと読めば、最高の立法権についてても、かれのセンティメンツが⁽¹³⁾同様であることがわかるであろう。

オティス自身も、統治の解体についてのロックの文章を解説した箇所で、次のように補足している。

〔統治の解体〕は、外部的には征服によって「起り」、内部的には第一に、しばしば君主により、しかし時には立法部全体によつて、立法部が改変された時に起る。⁽¹⁴⁾

ロックの政治論の基底に存するのは人民主権、より正確には政治社会の主権の観念であつて、あらゆる政治的権威の正当性は、行政部であれ立法部であれ、それが政治社会の信託に従つて統治しているか否かにかかっていふ。本国政府を擁護する著作者たゞが、プラクストン的なイギリス議会の至高性と万能性の観念に訴えたのに対して、抵抗運動の著作者たゞは、人民主権の概念に基づいて、行政権のみならず立法権の抑制理論を提起した。

この点オティスが、上記引用箇所の前後で、『統治論第二論文』の二二一節と二二二節を引用したのは特徴的である⁽¹⁵⁾、ここでロックは、立法部による信託背反を統治の解体の第三の原因として挙げているのである。

以上のように、反本国議会プロパガンダの目的で、

ロックのテキストの読み方を組み替えた上で、本国・植民地関係の論争に適合させて、オティスは立法権の性格と範囲についての六つの原則を提起する。最初の二つは

オティスのオリジナルである。第一に彼は、共同社会の主権を強調して、「立法の最高の権力も従属的な権力も」、即ち本国議会も植民地議会も、それらが共同社会の意志を表現している限り神聖なものである、と主張する。第二の原則は、とりわけ帝国体制の中での植民地の位置付けに関連している。即ち、国家(Commonwealth)が解体されない限り、「国民の最高の立法部 (the supreme national legislative)」、即ち本国議会は、その形態やもともとの目的を変更し得ないのであって、本国議会といえども「従属的議会」、即ち植民地議会を廃止し得ないし、「従属的政府の臣民」を奴隸状態におとしめることはできない、と言明する。⁽¹⁶⁾

オティスが理論的に最も明示的に、ロックの政治論に依拠していることを示すのは、彼が本国議会権力の限界を提示するに際して、ロックのテキストを要約することによつて、他の四つの原則を提起していることである。即ち、

イギリスの立法部のような自由な立法部が、それ自身を恣意的なものとすることは、最も明白なる矛盾である。

第四に、最高の立法部といえども、間に合わせの恣意的な法令によつて支配する権力を正当には持ち得ないのであつて、周知の確立された法規と権威ある裁判官によつて判決を下すように義務付けられている。

第五に、最高の権力といえども、いかなる人からも、被本人または代表による同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることはできない。

第六に、立法部は法を作る権力を他に移譲することはできない。

これらが、神と自然によつて設定された、立法部の「権力の」範囲であつて、立法部は、ここまでにはなし得るが、これ以上をなす権利を持たない

一、明確に示された法によつて統治すること。

二、これらの法は、究極的には、人民の福祉以外に他の目的を持つべきではない。

三、税は、人民の直接の、または彼らの代理による同意なくして、人民に課されてはならない。

四、これら⁽¹⁷⁾【立法部】の全権力は、移譲可能ではない。

以上の引用は、『統治論第一論文』第十一章、「立法権力の範囲について」（一三四節～一四二節）を簡略にまとめたものに他ならない。オティスは、ロックの立法権についての理論が植民地人の権利の問題に適合するように、彼自身の二つの原則を補足した上で、ロックの立法権力抑制の四原則を要約して提示したのである。

これらの諸原則のうちで、印紙法論争において最も重要なのは、当然のことながら、第五原則（ロックにおいては第三原則）であり、これは一三八節から引き出されている。そこでロックは次のような議論を展開している。即ち、「政府は大きな費用なくしては維持され得ない」のであるから、全ての人々が「政府を維持するために、彼の財産から、彼の分担分を支払うべきである」。⁽¹⁸⁾しかし、「所有権の保全が統治の目的であり、そのためには人は社会に入ったのであるから」、課税は個人の同意、より正確には代表者を通じての多数者の同意を伴わなければならない。「というのは、他者が、彼の望む時に私の同意に反して、私から正当に取り上げることができる

ものについては、私は本当に何の所有権も持たないからである。⁽²⁰⁾

ジャイムズ・オティスの『イギリス領植民地の権利』は、印紙法危機の中でも、最も初期に出版された、本議会権力への反論であり、最も影響力のある、最初の体系的政治論であった。そのパンフレットにおいて、以上のように、最高の受託的権力としての立法部についてのロックの理論が、本質的な役割を果たしている。そして、このパンフレットの影響力の大されを考えるならば、とりわけ、所有権と課税の問題を論じた『統治論第一論文』一三八節が、「同意なければ課税なし」というスローガンの形成に、直接関与してゐるとみゆるべしめである。「同意による課税」は本来、中世以来のイギリスの伝統的観念であった。しかし、植民地においては、オティス以降、ますます多くの著作者たちが、この観念を表現するに際して、ロックの一三八節に訴えてゆくことになる。本稿の第一章以後では、この点でロックの政治理論が、いかに広く植民地人の政治的思考に組み込まれていたかを見てゆかだ。

(1) ジャイムズ・オティスに関するフレーズは、印紙

法論争が終わった後で、印紙法が廃止されたハルヒを批判するたまに書かれたペントンホーリーが取った。Charles Lloyd, *The Conduct of the Late Administration Examined* (London, 1767), 63.

(2) ハンブリーリーは、Edmund and Helen Morgan, *The Stamp Act Crisis: Prologue to Revolution* (Chapel Hill, 1953), 69-74 を参照された。

(3) James Otis, *A Vindication Of The British Colonies Against The Aspersions of the Halifax Gentleman* (Boston, 1765), 9-13.

(4) *The Rights of the British Colonies Asserted and proved* (Boston, 1764).

(5) *Ibid.*, 26. もだ、*Ibid.*, 5 を参照された。マルガヤハ・ハズリードの出版にあつて、ホーリスがロックを贈ったところから、Caroline Robbins, "Algernon Sidney's Discourses Concerning Government: Textbook of Revolution," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., IV (1947), 291-292.

(6) *The Rights of the British Colonies Asserted and proved*, 8-15.

(7) *Ibid.*, 5.

(8) *Second Treatise*, chapter 8 "Of the Beginning of Political Society." Especially secs. 105-122.

(9) *The Rights of the British Colonies Asserted and proved*, 22.

(10) *Ibid.*, 13-22.

- (11) *Ibid.*, 43-45.
- (12) ハリスの論述では、次の文脈を参照されよ。Jack P. Greene, "Political Mimesis: A Consideration of the Historical and Cultural Roots of Legislative Behavior in the British Colonies in the Eighteenth Century," *American Historical Review*, LXXV (1969).
- (13) *Boston Gazette*, August 26, 1765.
- (14) *The Rights of The British Colonies Asserted and proved*, 23.
- (15) *Ibid.*, 22-24. 但し、ホーリースはロックの「われらの節を、抵抗権論を提起するためではなく、人民主権の観念を強調するため」と用いてゐる。
- (16) *Ibid.*, 35.
- (17) *Ibid.*, 36-37.
- (18) *Second Treatise*, sec. 140.
- (19) *Ibid.*, sec. 138
- (20) *Loc. cit.*
- (111)
- 独立宣言以前の十一年間に、植民地の著作者たちによつて、最も明示的に用ひられたロック的言語は、『統治論第一論文』第十九章、「統治の解体について」において示された抵抗権論であった。ロックは次のように議論している。統治は外国勢力の征服によりて外的に解体されるか、あるいは内的に解体されるかの結果として解体される。第一に、国家の最高権力たる立法部が、普通は君主によって、不正に改変された時、第一に、行政部あるいは君主が、立法部によって制定された法を執行しない場合に。第二に、最も一般的には、君主または立法部が、生命、自由、財産の保全とする目的をもつて共同社会から受けた信託を破つた場合、である。さらに加えてロックは、革命権の承認によって革命が起つり易くはならない」と主張する。人民は重大な理由がなければ、古来の体制を改変しようとはしないものである。人民は重大な理由のない限り、抵抗しようとはしないのであるから、人民が抵抗権を発動するならば、その抵抗は常に正当化し得るものとなる。主権者としての人民は、権力の受託者が信託に基づいて行動しているか否かを判断する権利を持つ。そして、君主または立法部の信託違反によつて、統治が内的に解体されたならば、人民は正当に「天に訴える」、即ち武力に訴える」とができる。これらのは、その場合、政治権力と人民との間に、地上の客觀的な裁定的権威が存在しないことになるからである。「天が裁定者」となるのである。

以上のような本来のロツク的な意味での「統治の解体」は、本国・植民地関係においては、一七七六年初頭にトマス・ペインが植民地人の心理を、決定的に分離・独立にむかわせるまでは起こっていない。あるいは少なくとも、一七七五年にレキシントン・コンコードで現実の武力闘争が開始されるまでは、起らなかつたとみるべきである。『コモン・センス』以後になつて、ジョージ三世が「イギリスの圧制」の原動力として見え、植民地人は後戻りできない線を越えたのであつて、その時初めて、「統治の解体」が事実としてのリアリティを持つことになる。

しかしながら、一七六四年に危機が始まつて以来、植民地の著作者たちは、彼らの抵抗運動を概念化するためには、持続的にロツクの抵抗権論に訴えている。実際、初期の抵抗運動は、本国議会による個別立法に対するものであつて、植民地における本国政府権力を転覆させることが目的としてはいなかつた。本国からの分離の考えは、きわめて少数の例外的な個人が持つていたに過ぎなかつた。本国政府筋の著作者たちが、植民地が独立をめざしていると問責した際に、抵抗運動の著作者たちがこれを異口同音に否定したのは本心からであつた。しかし

植民地人が、本国議会による信託違反があつたと信じた限り、彼らはそれを「統治の解体」として表現したのであり、通商ボイコットや、とりわけ自由の息子たちによる騒乱を正当化するための理論的表現として、「天への訴え」に訴えたのである。

ロツクの抵抗権論の、本国・植民地関係への適用を不透明にさせた要素として、「国王・廷臣による陰謀」の観念があつた。これによると、新しい帝国政策は、少数の腐敗した廷臣の邪悪な意図から生じたものであつた。本国政府が、植民地課税政策は七年戦争によつて生じた債務を清算し、本国人の過大な税負担を軽減するためのものである、と主張したのに対し、植民地の多くの著作者たちは、この政策が、「廷臣の貪欲と野望」を満たすために考案されたものであつて、国王・廷臣が、本国と植民地の自由を破壊しようとして本国議会を誘導している、との疑惑を表明した。国王は、この疑惑の構図からは注意深く除外されていた。国王のイメージは、後には特にニューアー・イングランドにおいて徐々に変化し始め、トマス・ペインによつて決定的に変更されることになる。しかし、この時期には国王はまだ、彼の廷臣によつて苦境に立たされた植民地人を、大権をもつて救済するであろ

う保護者的な存在とみなされていた。他方、本国議会の位置付けも、危機が深まるにつれて微妙に変化するのであるが、この時期にはまだ不明確であつて、矛盾を含んでいた。というのは、本国議会は明らかに植民地の抵抗の制度上の対象であつたが、同時に、廷臣によつて誘導され欺かれていた、とみなされていたからである。⁽¹⁾

「廷臣による陰謀」の観念は、もちろん、一八世紀イギリスの「共和主義」の植民地への影響が、直接反映したものである。そして、植民地の抵抗運動にとつては、ホワイトホールとウェストミンスターが植民地課税の真の意味を理解したならば、両者とも植民地の側を支持するであろう、との期待を持たせるものであった。いづれにせよこの観念は、抵抗の対象を、国王の廷臣ではなく国王か議会に設定したロックの抵抗権論を、植民地の抵抗運動に直接適合させるに際して障害となるものであつた。⁽³⁾

さて以下本節では、植民地の抵抗運動の著作者たちによつて、ロックの抵抗権論がいかに用いられたかを検討してゆきたい。抵抗のレトリックにおいても現実の運動においても、印紙法危機の期間においては、局面の転回点は、印紙法が施行される二か月半前の一七六五年八月

であった。同八月にボストンの自由の息子たちが、印紙請負人を辞退させるべく、アンドリュー・オリヴァーに対して民衆的暴力を組織し、更にトマス・ハチンソンの邸宅を襲撃した。印紙請負人に対するハラスマントという戦術は、その後急速に他の植民地にも広がつた。植民地の著作者たちは、同八月までは、大体において、單に「受動的服従」論を論駁するという仕方で抵抗運動を支援した。しかしその後は、彼らのうちの幾人かは、「統治の解体」や「天への訴え」というロック的概念を強調し始めている。

「統治の解体」という表現自体は、ジェイムズ・オティスが『イギリス領植民地の権利』の中で用いている。しかし、前節で見てきたように、オティスの場合は、人民主権を強調するためのポピュリスト・レトリックとして用いたのであって、抵抗権論のコンテクストで用いたのではなかつた。「統治の解体」が抵抗権論として初めて語られたのは、ロンドンの新聞記事の植民地の新聞への再掲載という、多少控えめな仕方であつた。ウイリアム・テンプルという人物が本国における新関税導入の試みを批判して、一七六四年五月、『ロンドン・パブリック・アドヴァタイザ』誌上にエッセイを投稿している

が、これが同年八月に、ニュー・イングランドの三つの新聞に掲載されている。⁽⁴⁾ テンプルは、フィルマーやレス・トランジュ、サシエヴェル、といった王権神授説論者を批判し、政治権力は人民の信託に基づくと前提する。もしも「彼[君主]が彼の権威や信託を乱用すれば——彼ら[人民]には彼からそれを奪う権利があるのみならず、そうする義務がある」。一六八八年の革命以後、イギリス国王は彼らの称号と権力とを「王位繼承法」に負うて

いるのであって、著者にとつては、この法こそ人民と、彼らによつて選ばれた国王の間の契約の歴史的事例であつた。「もしも国王やその廷臣が、権利についての誤った觀念をもつて法を侵すのであれば、ロック氏が観てゐるように、彼らこそが反逆者なのである」。著者はこれに續いて、『統治論第一論文』から、きわめてラディカルな二二七節と二三〇節を引用しているが、ここにおいてロックは、政治的権威が信託に背反した場合は、それに抵抗する人民ではなく、信託を破つた権威こそが謀叛者と呼ばれるべきであるとして、人民の抵抗権を正当化している。

テンプルは、議会で審議中の関税は信託違反にあたるとして、次のように締めくくつている。

ロック氏によれば、憲法に違反する專制的な法を成立させる議員たちは、人類の共通の敵ではないか。彼によれば、このような場合、立法部こそが、血を流しても抵抗されるべき反逆者なのではないか。私はこのことを、自由の愛護者たちの判断にゆだねようと思う。そして彼らに、統治の解体についてのロック氏の章を読むように薦めようと思う。

このエッセイにおいては、抵抗の対象が、ジョージ三世、彼の廷臣、及び議会の間で揺れ動いているが、ロックの抵抗権論を一七六四年の本国イギリスの政治にラディカルな仕方で適用したものにほかならない。しかし、その主張がいかにラディカルであつたにせよ、この記事は、植民地人による植民地の抵抗運動について述べたものではなく、本国の政治状況について本国人によつて書かれた記事の再掲載に過ぎないものであつた。

植民地の著作者の中で、最初に抵抗権論の提起に最も近づいたのは、アンドリュー・エリオットであつた。一七六五年五月に行われ、後にパンフレットとして出版された説教において、エリオットは、自然権思想に基づく政府論を開拓しつつ、支配者はいかに統治すべきかを示

そうとしている。彼は、臣民の服従には限界があることを強調し、権威主義的な理論家たちによつて伝統的に引用され続けてきた、聖書の有名な「箇所の解釈について、反論を開いている。これらは、「カエサルのものはカエサルに返しなさい。」（マタイの福音書、二二章二一節）と「人はみな、上に立つ権威に従うべきです。」（ローマ人への手紙、十三章一節）である。エリオット以後の他の多くの説教者たちと同様に、エリオットは、

これらの箇所は、支配者が公共の善という統治の目的を追求している限りにおいて有効であつて、「受動的服従」の根拠とはなり得ない、と強調する。⁽⁶⁾しかし彼は、これに続いて積極的な抵抗論を開いてしまう。「受動的服従」の否定に続いて、エリオットが主張しているのは、「恭順が終わり、抵抗が正当に起ころのはどこかを決定する」のは困難であり、また、臣民は重大な危険をもたらさない限り、支配者のささいな誤謬には耐えるべきであるとし、「一般に人々は良く扱われている時は、その事を知る能力があり、公共の幸福は容易に感知されるものである」と主張するだけである。しかも、「私はイギリス議会の正義を疑問視しているのではない」と言明する事によつて、エリオットはその主張を更に穩健で曖昧なものにしている。かれにとつて、植民地に対する圧制的な法は、「誤謬と誤解」に基づいて制定されたのである。⁽⁸⁾

エリオットの説教に見られるように、抵抗運動の世論はまだ穏健であった。一七六五年八月以後でさえもこの傾向は続き、植民地の抵抗の著作者たちは多くは、「受動的服従」論を否定することで抵抗運動を支えたのであって、ロックの抵抗権論を援用する事に対しても躊躇していた。

恐らくこの躊躇を最も明白に示している例は、一七六年七月に行われ、後にボストンでパンフレットとして出版された、ウイリアム・パッテンの説教であろう。⁽⁹⁾これは、印紙法の廃止を歓迎して出版された九つのパンフレットのひとつである。他の著者たちが、宗教的なレトリックによつて同法の廃止を熱狂的に受けとめるだけであるのに対し、パッテンの説教は、「同意による課税」、陪審による裁判、宗教的自由といった政治的諸問題を冷静に論じていて例外的である。彼は、「立法部は誤りを犯し得ない」として本国議会至上主義を唱える論者に反論して、次のように述べている。

これとは全く異なつたセンティメンツを、偉大なる

ロック氏は持つていたのであり、それを彼は、統治についての彼のエッセイ、とりわけ第二エッセイの一八章と一九章において、きわめて明快に述べてい(10)る。

これに続けてパッテンは、『統治論第二論文』から二四〇節を引用しているが、この節でロックは、人民こそが、君主または立法部による信託違反を判断する究極の権利を持つ、と主張している。しかしこの様に、第一九章「統治の解体について」から、この一節のみを取り出すことによつて、パッテンは、単に人民主権の概念を強調したに過ぎない。重要な事は、同節の前後においてロックが抵抗権を提起しているという事である。「受動的服従」論を激烈に攻撃しながらも、パッテンは第一九章の他の節を引用しないことによつて、「統治の解体」のレトリックの直前で自己抑制しているように思われる。

抵抗運動を支えるに際して、一方では以上のように稳健で抑制された議論が展開される傾向がある中で、他方では、一七六五年八月以後は、若干の著作者たちが、「受動的服従」論を排斥するだけでなく、ラディカルなロツク的言語によつて、植民地の抵抗運動を概念化し始

めている。この点を見てゆくために、同年八月から、印紙法が廃止される一七六六年二月までに現れた四つの例を、以下に検討してゆきたい。

最初の例は、ボストンで印紙請負人に対する暴力的な行動が開始されて十日後、ハチンソンの邸宅が襲撃された当日の、一七六五年八月二六日に現れている。「F・A・」というイニシャルの著作者が、ソーム・ジニンズの『アメリカ植民地の課税への反対論の手短な考察』(ロンドン、一七六五年)に反論するために、『ボストン・ガゼット』誌上に、「正しくも高貴なる卿への手紙」と題する一連のエッセイを連載中であつたが、二六日の同誌に短い補筆を載せている。⁽¹¹⁾これは、植民地は「本国議会の法に対して」「どの程度まで」平和的に服従しなければならないのか」という読者の質問に答えたものであるが、著者は、『統治論第二論文』から三つの節を引用して、この記事の後半部分をうめている。ウイリアム・パッテンと同様に、「F・A・」は、人民こそが現存政府を信任するか否かを判断する権利を持つ、とした二四〇節を引用している。しかしパッテンとちがつて、この著者は人民主権を主張するのみならず、ロックが人民の武力抵抗権について述べた一六八節をあえて引用してい

る。

人民全体、あるいはそのうち一人たりとも、権利を奪われ、あるいは不当な権力の行使の下に置かれ、地上に訴える場所を持たないならば、彼らは、彼らが十分な理由があると判断する時にはいつでも、天に訴える自由をもつのである。

そして、この節は国王大権の不当な行使に対する抵抗について述べた箇所であるため、これに続いて著者は、「立法部が彼らに与えられた信託に反して行動する」場合について述べた、二三二節を補足引用している。

印紙法危機を「統治の解体」というレトリックでとらえようとした他の例は、一七六五年十一月に『ニュー・ヨーク・ガゼット』誌上に現れた無記名のエッセイである。⁽¹³⁾著者はロックの政府論から説きおこしてゆく。即ち、政府は「本来皆平等で自由な」人民が共通の同意によつて、「彼らの所有権を守る目的で結合」して設立された。政府がその目的を無視し、被治者の所有権を侵害するために権力を行使し、しかもその侵害が「きわめて異常で重要な事態」をまねいた場合は、統治の解体、従つて権

力の人民への回帰が生じる、として著者は次のように述べている。

しばしば起ることであるが、公共の善を目的として使用されるべく権力と権威を附与された人々が、彼らを任命した本来の目的に真っ向から反して、彼らの同胞を侵害し、圧迫するために権力を利用したならば、——そして、もしも通常の手段では彼らが除去され得ず、救済が得られないのであれば、——その時は、結合して一体となつた人民に、彼らが与えた権力を停止し、解体する十分な権力が常に存するのである。

政府による不当な権力の行使によって起こる権利の侵害が、「政府の解体や停止によつて『人民が』こうむる」⁽¹³⁾より以上のものである場合は、人民は政府を解体するという非常手段をとるべきである。植民地人の同意なくして彼らの財産権を侵害しようとしたことによつて、著者にとつては、「印紙法はまさにこのような事態をまねいた」のであつた。このエッセイは、大規模な武力闘争を提唱するものではない。しかし、恐らく自由の息子たち

によって、印紙法を廃止させるために行われていたような組織的暴力を、積極的に正当化するために、「統治の解体」を用いているのである。

「ジョン・ロック」という筆名で、一七六五年十一月に『ボストン・ガゼット』に掲載された記事は、抵抗権のロック的な正当化論の典型であり、しかもすでに独立

宣言を先取りしたような文言を使用している。⁽¹⁴⁾ 「ジョン・ロック」は次のような議論を開いている。「財産権の本性」は、「人の同意なくしては彼から取り去られない」ことにあり、それをより良く保全するために政府が存在するのであるから、政府は、被治者の同意によつて作られた法によつて運営されなければならない。印紙

法のように、為政者が法によつて定められた権限の範囲を越えたり、被治者の所有権を侵害した場合には、人民には、このような「明白な専制的行為に対し抵抗する権利」があり、この権利は「神と自然の法」によつて人民に保証されている。更に続けて「ジョン・ロック」は、ロックと同様⁽¹⁵⁾に、抵抗権は「突然に、あるいはささいな場合に、政府を攪乱することにはならない」と明す。人民は、圧制が散發的である場合は、究極の権利を行使しようとはしないものであつて、「人民の本体は、

わめきたてる狂人や向こう見ずな反抗者たちが、安定した国家を転覆させようとするとする時には、それに関与しようとしないものである」。人民は專制的政府が除去されるべき時を、本性的によく知っているものであるとして、次のように続いている。

長い一連の行動が、国王顧問たちがみな同じ方向に向かつていることを示す時、人は、事態がどの方向に向かつているかを、もはや心の中で知らざるを得ないし、いかにして自分を守るかを考えざるを得ないのである。

「ジョン・ロック」においては、『統治論第一論文』第十九章が議論の骨格をなしているのみならず、上記引用箇所は、後に独立宣言でジェファーソンによって援用されることになる二二五節と、テクストとしての明白な類似性さえ示している。⁽¹⁶⁾

ロード・アイランドのステイーブン・ジョンソンは、一七六五年十二月にニューポートで書いたパンフレット、『いくつかの重要な所見』において、「統治の解体」のレトリックを提示しているのみならず、植民地の本国から

の分離を将来の歴史的必然として示唆しさえしている。

彼の主たるテーマは、「イギリスの圧制」の下にある植民地を、「エジプトの束縛」の下にあつたイスラエル人と比較し、植民地人が現下の苦境から敬虔と忍耐を学ぶならば、最終的には神が植民地を解放すべく介入してくれる、という希望を述べることである。このテーマは革命期を通じて多く見られたものであるが、「恣意的に人を奴隸化しようとする者たち」についての論述に入ると、ジョンソンは、自然権理論に基づく議論を開き、「すべての人が、彼の自由と所有権に対して持つてゐる、譲渡不能で破棄しえない権利」としての抵抗権を主張している。個々の臣民は、個別の不正から救済されるために抵抗権行使することはできない。しかし、圧制が「多くの大きな共同社会や多数の臣民に及び、不当な圧迫が憲法によつて改善されない場合は」、超憲法的な手段を取ることが、権利としてよりもむしろ自然法的義務として、不可避となる。「我々には我々の自由を放棄する権利も権力もない」からである。政治的権力が人々の自由

と財産権を侵害する時、この権力は統治の解体をもたらし、力のみが人々の自然権を守る自然状態に、人々を置くことになる。ジョンソンは、彼のイデオロギー的源泉

統治についての最良の著作家たちが我々に教えてい

るところでは、自由な政府の権威が人民の自由を侵害し、彼らの財産を恣意的に取り上げようとして、彼らを恣意的権力の下で奴隸の状態におとしめようとする時、このように卑屈な試みは、統治を解体させ、臣民を服従義務から解くものであつて、「このような行為は」人民との間で戦争状態をつくり出すものである。この場合、後者「人民」は、彼らの自然権を回復し、神が彼らに与えたあらゆる力をもつて、自らを守つてかまわないのである。そして、彼らは、実際に束縛の状態におとしめられる前に、この力を予防的に行使してもよいのである。⁽¹⁹⁾

神の摂理をテーマとした他の多くの著作者と同様に、ジョンソンは、抵抗の自然権と神による植民地の解放の観念とが、いかなる仕方で合致するのかを説明しない。彼は、「世界のこの時代に奇蹟を期待するのは愚かしくことになる。ジョンソンは、彼のイデオロギー的源泉もばかりいて」、植民地人の権利を回復する唯一の道

がロックにあることを認めつつ、次のように言明してゆく。

は、「地上で」⁽²⁰⁾なし得る手段を取ることである、と指摘するのみである。

以上に検討した著作者たちは、印紙法危機といつ早い段階で、「受動的服従」論を排斥するのみならず、更にロックの抵抗論を明確かつ積極的に用いてくる。もちろん、彼らは、「統治の解体」によって、彼らが不当とみなした印紙法の制定・施行に言及しているだけであつて、植民地における本国議会の権威に終止符を打つゝとを意味させてはいなかつた。いづれにせよ、植民地人は、少なくとも植民地の外的規制に関する限りは、本国議会の権力を認めていた。同様に、「天への訴え」によつて、彼らはせいぜいのところ、自由の息子たちによつて導かれた抵抗運動を表現し、推進しようとしたに過ぎない。それは、請願や諫言といった手段に比べれば過激ではあつたが、革命的行動というには程遠かつた。⁽²¹⁾ 結局のところ、彼らによつて表現された抵抗論とロックのネットワークの間には、かなりの乖離があつたのであって、この乖離が埋められるのは、危機が進行した後の段階になつてからのことである。しかし、にもかかわらず重要な事柄は、印紙法危機の段階においてすでに、幾人かの植民地の著作者たちが、植民地の抵抗運動をロックの抵

抗論によつて概念化してゐたといふハントである。これらの著作者においては、明らかにレトリックがリアリティに先行してゐたのであつて、ハントは、革命期に入る以前に、ロック的な言語が、植民地人の政治的教養の一部をなしてゐた可能性を示唆する。⁽²²⁾

(1) Cf. Pauline Maier, *From Resistance to Revolution: Colonial Radicals and the Development of American Opposition to Britain, 1765-1776* (New York, 1972), 100-112. 「辻屈による陰謀」の觀念の代表例は、アラン・ナサン・メイヒューの有名な説教である。メイヒューによつて印紙法は、国王と本国議会と植民地を「罠にかけ」ながら、「イギリスの邪悪な心を持つた個人」による罠みや失敗したのに他ならなかつた。Jonathan Mayhew, *The Snare Broken. A Thanksgiving-Discourse Preached May 23, 1766. Occasioned By The Repeal of The Stamp Act* (Boston, 1766).

(2) Cf. Paul Langford, "British Correspondence in the Colonial Press, 1763-1775: A Study in Anglo-American Mis-understanding before the American Revolution," in Bernard Bailyn and John B. Hench, eds., *The Press and the American Revolution* (Boston, 1981), 282ff.

(3) 「辻屈による陰謀」の觀念は『統治』[縛] にせなご。しかし、シャフツベリーを擁護するために書かれた *A Letter from a Person of Quality to His Friend in the Country*

- (London, 1675) “ローランの事件は政治的事件である” 口に
トマス・クラークの文書を参照する。J. G. A. Pocock,
The Machiavellian Moment, 406; Richard Ashcraft, *Revolu-
tionary Politics and Locke's Two Treatises of Government*
(Princeton, NJ., 1986), 117-123.
- (4) *Connecticut Gazette*, August 10, 1764; *Providence Gazette*,
August 11, 1764; *New Hampshire Gazette*, August 31,
1764.
- (5) Andrew Eliot, *A Sermon Preached Before His Excellency
Francis Bernard.. May 29th 1765. Being the Anniversary for
the Election of His Majesty's Council...* (Boston, 1765).
- (6) *Ibid.*, 41-43.
- (7) *Ibid.*, 45.
- (8) *Ibid.*, 52.
- (9) William Patten, *A Discourse Delivered at Halifax In the
County of Plymouth, July 24, 1766. On the Day of Thanks-
giving... for the Repeal of the Stamp-Act* (Boston, 1766).
- (10) *Ibid.*, 17.
- (11) *Boston Gazette*, July 22- September 2, 1765.
- (12) *Boston Gazette*, August 26, 1765.
- (13) *New York Gazette or Weekly Post Boy*, November 14,
1765.
- (14) *Boston Gazette*, November 18, 1765.
- (15) *Second Treatise*, secs. 223-230.
- (16) 「ハム・ローラン」 その西暦の原文は次のようだ。
トマス・クラークの文書を参考する。

“if a long train of actings shew the councils all tending
that way, how can a man any more hinder himself from
being persuaded in his own mind which way things are
going, or from thinking about how to save himself...”
『暴君総論』 111頁のトマス・クラーク
“But if a long train of Abuses, Prevarications, and Arti-
fices, all tending the same way, make the design visible to
the People, and they cannot but feel, what they lie under,
and see whether they are going 'tis not to be wonder'd
that they should then rouse themselves...”

- (17) Stephen Johnson, *Some Important Observations, Occa-
sioned by, and adapted to, The Public Fast, Ordered by Au-
thority, December 18th A. D. 1765...* (Newport, 1766).
- (18) *Ibid.*, 24.
- (19) *Ibid.*, 23. Cf. *Second Treatise*, esp. secs. 219, 220, and
227.

- (20) *Some Important Observations*, 24.
(21) ハム・ローランの「トマス・クラーク」の文書
「トマス・クラーク」の「トマス・クラーク」の文書
と（*New York Gazette or Weekly Post Boy*, November 14,
1765）「トマス・クラーク」の「トマス・クラーク」の文書
など、トマス・クラークの「トマス・クラーク」の文書
の救済のための行動を示す。トマス・クラークの文書
実際、著者が期待しておらず、「トマス・クラーク」の文書
の解説など、……として政府がどのように変わらなく
続けられており、トマス・クラークの文書。

(2) ハボンは反対の見解について述べ、例へば次の文献を参考された。John Dunn, "The Politics of Locke in England and America in the Eighteenth Century," in John W. Yolton ed., *John Locke: Problems and Perspectives* (Cambridge, Eng., 1969). たゞもれど、『統治論』は「一七〇〇年以前には必然ポルトガードはなかつた」のである、「アメリカの論争における著名なる、主に一七六〇年以後の、高度な教育を受けた人々の憲政論的著作におけるハボンの興味なかつた」(Ibid., 79-80)。